

3. 介護報酬改定について

1. 令和6年度介護報酬改定について【ページID 1055499】

令和6年度介護報酬改定に関する内容について整理したものを、市ウェブサイト（ページID 1055499）に掲載しています。介護報酬改定に関する省令及び告示、通知、Q&A等を順次、掲載・更新していますので、事業者におかれましては、適宜ご参照ください。

2. 2027年4月1日から実施が義務付けられる取り組みの一覧

介護報酬改定における改正内容のうち、下記に示す取り組みは経過措置が設けられた上で2027年4月1日から実施が義務付けられるものです。経過措置期間が満了するまでに確実に実施できるよう、基準省令等を確認の上、体制を整備してください。なお、今後国から示される基準・解釈通知等により一部内容に変更が生じることもありますのでご承知おきください。

	取組内容	対象サービス
(1)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
(2)	高齢者虐待防止措置未実施減算	福祉用具貸与
(3)	高齢者虐待防止に関する取り組み及び業務継続計画の策定等の取り組み	居宅療養管理指導
(4)	口腔衛生の管理	特定施設入居者生活介護
(5)	協力医療機関との連携体制の構築	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
(6)	診療未実施減算に関する事業所外の医師の「適切な研修の修了等」	訪問リハビリテーション
(7)	管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用	居宅介護支援